

福祉の支援が必要な刑務所出所者の現状

厚生労働省
社会・援護局



- 親族等の受入先がない満期釈放者は約7,200人。うち高齢者又は障害を抱え自立が困難な者は約1,000人。(平成18年法務省特別調査)
- 65歳以上の満期釈放者の5年以内刑務所再入所率は70%前後と、64歳以下の年齢層(60%前後)に比べて高い(法務省特別調査)。しかも、65歳以上の再犯者のうち約4分の3が2年以内に再犯に及んでいる(平成19年版犯罪白書)。
- 調査対象受刑者27,024人のうち知的障害者又は知的障害が疑われる者が410名、療育手帳所持者は26名。知的障害者又は知的障害が疑われる者のうち犯罪の動機が「困窮・生活苦」であった者は36.8%(平成18年法務省特別調査)

刑務所出所後、円滑に福祉サービス(障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など)へとつなぐための仕組みがないことから、**早期に再犯に至るリスクが高く、対策が必要**



刑務所入所中に、出所後円滑に福祉へつなぎ、社会生活に移行させるための支援ができていない。



再犯リスク大

地域で生活できない

↓
犯罪を犯し、再度、入所



福祉サービス、住居の設定、就労の確保ができないまま出所

